

【第4条関係】

提出人数 2法人 17名 提出意見数 45件

No.	提出された意見	意見に対する滋賀県警察の考え方
1	<p>つきまとい、待ち伏せ行為等を規制してはどうか。</p> <p>監視していると思わせる事項等を告げることを規制してはどうか。</p> <p>公共の場所、職場等での監視する行為を規制してはどうか。</p> <p>手を広げたりして通行を妨害する行為を規制してはどうか。</p> <p>罵詈雑言を浴びせる行為を規制してはどうか。</p>	<p>第4条各号に規定する行為に当たり、特定の人に対する悪意の感情を充足する目的で反復して行われた場合は、規制の対象となります。ただし、第1号から第4号に規定する行為については、身体の安全や住居等の平穏や名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限りです。</p>
2	<p>睡眠妨害を目的とする騒音をおこす行為を規制してはどうか。</p> <p>(他同様主旨意見1件)</p> <p>度を越した生活音をたてることを規制してはどうか。</p> <p>電車内で大声を出して乗客を恐怖に陥れる行為を規制してはどうか。</p>	<p>第4条第4号に規定する行為に当たり、身体の安全や住居等の平穏や名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により、特定の人に対する悪意の感情を充足する目的で反復して行われた場合は、規制の対象となります。</p> <p>上記の場合に該当するほか、特定の人に対する悪意の感情を充足する目的でなく、公共の場所や公共の乗物においてこのような行為が行われた場合は、同条例第2条第1項第1号の規制の対象となります。</p>
3	<p>電話等を利用して脅迫、精神的苦痛を与える行為を規制してはどうか。</p> <p>相手の望まない通信通話、これによる金銭の要求、役務の提供、脅迫、自白の強要、精神的苦痛、思想信条の圧迫、身体的加害行為を禁止してはどうか。</p> <p>(他同様主旨意見6件)</p>	<p>第4条第5号に規定する行為に当たり、特定の人に対する悪意の感情を充足する目的で反復して行われた場合は、規制の対象となります。また、その内容や態様によっては、刑法の脅迫罪等に該当することになります。</p>
4	<p>近隣に対して根拠のない噂話や悪評の流布を規制してはどうか。</p>	<p>第4条第7号に規定する行為に当たり、特定の人に対する悪意の感情を充足する目的で反復して行われた場合は、規制の対象となります。また、その内</p>

	誹謗中傷を流布する行為を規制してはどうか。	容や態様によっては、刑法の名誉毀損罪等に該当することになると考えます。
5	嫌がらせ目的での住居侵入行為を規制してはどうか。 (他同様主旨意見 1 件)	嫌がらせ目的であっても、その内容や態様によっては、刑法の住居侵入罪等に該当することになると考えます。
6	多数人によるつきまとい行為等を規制してはどうか。 (他同様主旨意見 4 件)	複数人による行為であっても、特定の人に対する悪意の感情を充足する目的で反復して行われた場合は、規制対象となります。ただし、第 1 号から第 4 号に規定する行為については、身体の安全もしくは住居等の平穏や名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限りま。
7	つきまとい行為等を男女を問わずに規制してはどうか。 (他同様主旨意見 2 件)	第 4 条は、「何人も～行ってはならない」と規定しており、行為者やその対象者の性別を問うものではありませんので、男女とも規制の対象となります。
8	被害者に犯人の心当たりがなくても規制してはどうか。	被害に遭われている方に犯人の心当たりがなくても、行われている行為が刑罰法令に触れる行為であれば、規制の対象となります。
9	「つきまとい行為」の動機を限定するのはなぜか。 理由を問わずに「つきまとい行為等」を規制してはどうか。	「つきまとい行為等の禁止」については、外見上では誰もが行うような行為も含まれており、その外見だけを捉えて規制すれば、皆さんの日常生活にも支障が出ることとなりますので、特定の人に対して害を加える目的で反復してつきまとい行為等をした場合にこれらの行為が規制されるべきだと考え、「悪意の感情」を満たす目的に限定したものです。
10	精神的苦痛で自殺に追い込む等の目的で行われるつきまとい行為は、この改正条例で規制できるのか。	実際に特定の人に対する悪意の感情を充足する目的で反復して行われたものであれば、規制対象となると考えます。
11	警察本部長又は警察署長に再被害防止のための援助を申し出た者に対し、必要な援助を実施する旨の規定を設けてはどうか。 (他同様主旨意見 7 件)	警察官が、再度被害に遭うことを防止するための援助を申し出られた方に必要な援助を行う事は当然のことですので、このような規定を個別に設ける必要はないと考えます。
12	「つきまとい行為」の名称を「嫌がらせ行為」に変更しては	法令で規制される行為については、名称からその行為の態様が容易に想像されるものである必要があ

	どうか。	りますので、規制される具体的行為を含めた名称となる「つきまとい行為等の禁止」とすることが適当だと考えます。
13	つきまとい行為等の証拠とするために撮影許可制度を設けてはどうか。	証拠保全に関しては、この条例で規定するべきものではないと考えます。
14	今回の条例改正は必要不可欠である。 (他同様主旨意見1件)	この条例の適用に当たっては、県民および滞在者の自由と権利を不当に侵害しないように留意するとともに、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことなく、法令と証拠に基づいた適正な執行に努めて参ります。